

令和5年3月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第2号	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例・・・1
議案第3号	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・2
議案第4号	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・3
議案第5号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・4
議案第6号	亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・5
議案第7号	亀山市歴史博物館条例の一部を改正する条例・・・6
議案第8号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・7
議案第9号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・8
議案第10号	亀山市待機児童館条例等の一部を改正する条例・・・10
議案第11号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

	る条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
議案第 1 2 号	亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	1 3
議案第 1 3 号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	1 4
議案第 1 4 号	亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例・・・・・・・・	1 5

件名	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例	健康福祉部 地域福祉課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者の医療扶助については、同法の一部が改正され、令和6年3月から、被保護者が医療機関や薬局でマイナンバーカードを提示することで受給の資格確認を受けることができることとなりました。</p> <p>しかしながら、生活保護法に基づく保護に準じた保護を受けている外国人についても、同法の一部改正を受けてマイナンバーカードの提示による医療扶助の受給の資格確認ができることとする必要があります。</p> <p>これを可能とするためには、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）第9条第2項の規定により、当該外国人に対する保護の措置に関する事務及びその利用範囲を条例で定める必要があることから、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、法の一部が改正されたことに伴い、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 法第9条第2項の条例で定める事務に「生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの」を加え、当該事務を処理するために必要な限度で、保護の受給資格情報を利用することができることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜別表第1及び別表第2関係＞</p> <p>(2) 法の一部改正に伴う規定の整理を行います。 ＜第5条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>柔軟な働き方を推進するため、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）が改正され、国家公務員に係るフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化が行われました。</p> <p>このことから、市においても、働き方の柔軟化を図るため、市の職員に係る休憩時間制度について、改正後の人事院規則の規定に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>国家公務員と同様に、これまで、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができるとしていた休憩時間について、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するときや職員の申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるときにおいても、一斉に与えないことができるとするなどの見直しを行います。</p> <p style="text-align: right;">＜第6条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和5年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	--------------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市議会の議員に支給する議員報酬及び期末手当の額について、市民の意思を十分に反映させるため、特別職報酬等審議会に諮問したところ、期末手当の支給月数については、一般職の職員における勤勉手当の支給月数の引上げと同じ年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

令和5年度から6月期及び12月期の期末手当の支給月数を、それぞれ0.05月引き上げます。 <第7条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和4年度)	<u>1.775月</u>	<u>1.925月</u>	3.70月
改正後の支給月数 (令和5年度から)	<u>1.825月</u>	<u>1.975月</u>	3.80月

3 その他

施行日は、令和5年4月1日とします。

(参考)

※ 市の一般職の職員については、令和4年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げています。

件 名	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総 務 課
-----	------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市長及び副市長に支給する給与の額について、市民の意思を十分に反映させるため、特別職報酬等審議会に諮問したところ、期末手当の支給月数については、一般職の職員における勤勉手当の支給月数の引上げと同じ年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

令和5年度から6月期及び12月期の期末手当の支給月数を、それぞれ0.05月引き上げます。 <第3条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和4年度)	<u>1. 975月</u>	<u>2. 125月</u>	4. 10月
改正後の支給月数 (令和5年度から)	<u>2. 025月</u>	<u>2. 175月</u>	4. 20月

3 その他

施行日は、令和5年4月1日とします。

(参考)

※1 教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給については、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成28年亀山市条例第3号）第4条及び亀山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成28年亀山市条例第4号）第4条において市長及び副市長の例によると規定しているため、市長及び副市長と同様の改定となります（市長及び副市長と同様に特別職報酬等審議会の審議を経ています。）。

※2 市の一般職の職員については、令和4年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げています。

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の一部が改正され、低炭素認定^{※1}及び省エネ消費性能向上計画認定^{※2}について通常の評価基準と比較して簡易な評価方法である誘導仕様基準が新設されたことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正されたことに伴い、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>※1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定をいいます。</p> <p>※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定をいいます。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）低炭素認定及び省エネ消費性能向上計画認定において簡易な評価方法である誘導仕様基準に係る手数料の額を定めます。</p> <p style="text-align: right;">＜別表第5及び別表第6関係＞</p> <p>（2）建築基準法の一部改正に伴う規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">＜別表第3関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。ただし、建築基準法の一部改正に伴う規定の整理を行う改正規定の施行日は、令和5年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市歴史博物館条例の一部を改正する条例	市民文化部 歴史博物館
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>博物館法（昭和26年法律第285号）の一部が改正され、本条例で引用している条項が削られることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している博物館法第18条の規定が削られることに伴う規定の整理を行います。 <第1条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和5年4月1日とします。</p> <p>(参考)</p> <p>博物館法第18条において、公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないと規定されていますが、同法の制定後、地方自治法第244条の2において、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めなければならないと規定されたことにより、博物館法第18条は、その役割を終えていることから、削除されました。</p> <p>亀山市歴史博物館の設置の根拠としていました博物館法第18条の規定は削除されますが、他の公の施設と同様、その設置及び管理に関する事項は地方自治法第244条の2の規定により、条例でこれを定めなければならないことから、引き続き亀山市歴史博物館の設置及び管理に関する事項を定める条例として本条例は存置します。</p> <p>○地方自治法 (公の施設の設置、管理及び廃止)</p> <p>第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2～11 略</p>		

件名	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令基準」といいます。）の一部が改正され、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する基準が削除されました。</p> <p>市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により、府令基準に従い、又は府令基準を参酌して条例で定めることとされていることから、改正後の府令基準に従い、当該懲戒に係る権限の濫用禁止に関する基準を削除するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 改正された府令基準に従い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除します。 <第26条関係></p> <p>(2) 学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴う規定の整理を行います。</p> <p><第4条、第6条から第8条まで、第13条、第15条、第20条、第35条から第37条まで、第39条、第40条、第51条及び第52条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。ただし、学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴う規定の整理を行う改正規定の施行日は、令和5年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
----	------------------------------------------	-----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令基準」といいます。）の一部が改正され、家庭的保育事業等*を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」といいます。）の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」といいます。）の策定等に関する基準の新設等が行われました。

市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、省令基準に従い、又は省令基準を参酌して条例で定めることとされていることから、改正後の省令基準に従い、又は省令基準を参酌し、当該安全計画の策定等に関する基準の新設等を行うため、所要の改正を行うものです。

※ 家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいいます。

2 改正内容

- (1) 改正された省令基準に従い、家庭的保育事業等を行う者は、安全計画を策定しなければならないとする規定等を設けます。 <新第7条の2関係>
- (2) 改正された省令基準に従い、家庭的保育事業等を行う者が、利用乳幼児の通園、園外活動等のために自動車を運行するときは、乗降の際に乳幼児の所在を確認すること、及び通園用の自動車を運行するときは、車内の乳幼児の見落としを防止する装置を装備しなければならないとする規定を設けます。 <新第7条の3関係>
- (3) 改正された省令基準に従い、家庭的保育事業等を行う者が他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、家庭的保育事業等を利用している乳幼児の保育に直接従事する職員は、利用乳幼児の保育に支障が生じない場合に限り、併設する施設の職員を兼ねることができることとします。

＜第10条関係＞

(4) 改正された省令基準に従い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除します。 ＜第13条関係＞

(5) 改正された省令基準を参酌し、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除きます。）を行う事業所において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的を実施するよう努めなければならないこととします。 ＜第14条関係＞

(6) その他規定の整理を行います。 ＜附則第2条関係＞

3 その他

施行日は、令和5年4月1日とします。ただし、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除する改正規定及び規定の整理を行う改正規定の施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市待機児童館条例等の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）の一部が改正されたことに伴い、関係する3つの条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>《第1条による改正》</p> <p>亀山市待機児童館条例（平成23年亀山市条例第24号）の一部を改正し、同条例で引用している法第19条から第2項が削られることに伴う規定の整理を行います。 <第4条関係></p> <p>《第2条による改正》</p> <p>亀山市子ども・子育て会議条例（平成25年亀山市条例第21号）の一部を改正し、同条例で引用している法第77条が第72条に繰り上げられることに伴う規定の整理を行います。 <第1条及び第2条関係></p> <p>《第3条による改正》</p> <p>亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）の一部を改正し、同条例で引用している法第19条から第2項が削られることに伴う規定の整理を行います。 <第5条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和5年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令基準」といいます。）の一部が改正され、放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」といいます。）の策定等に関する基準の新設等が行われました。</p> <p>市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、省令基準を参酌して条例で定めることとされていることから、改正後の省令基準を参酌し、当該安全計画の策定等に関する基準の新設等を行うため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業者は、安全計画を策定しなければならないとする規定等を設けます。 <新第6条の2関係></p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業者が、利用者の移動のために自動車を運行するときは、乗降の際に利用者の所在を確認しなければならないとする規定を設けます。 <新第6条の3関係></p> <p>(3) 放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するよう努めなければならないとする規定等を設けます。 <新第12条の2関係></p> <p>(4) 放課後児童健全育成事業所において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよ</p>		

う努めなければならないこととします。 <第13条関係>

3 その他

- (1) 施行日は、令和5年4月1日とします。
- (2) 施行日から令和6年3月31日までの間、放課後児童健全育成事業者は、安全計画を策定しなければならないとする規定等について、これを努力義務とする経過措置を設けます。

件名	亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
----	-----------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部が改正され、被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金の金額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金のうち、ただし書の規定により加算する額を除く支給額（本文の規定による支給額）を次のとおり引き上げます。 <第4条関係>

	本文の規定による支給額	ただし書の規定により加算する額（規則で定める額）	支給総額
改正前	408,000円	12,000円	420,000円
改正後	488,000円	12,000円	500,000円

備考 ただし書の規定により加算する額は、産科医療補償制度*の掛金に相当する額を規則で定めています。

* 産科医療保障制度とは、分娩^{べん}に関連して発症した重度脳性麻痺^{びん}の子どもと家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析の情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。

3 その他

(1) 施行日は、令和5年4月1日とします。

(2) 施行日前における出産については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
----	------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」といいます。）の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

国民健康保険税の基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額（後期分）の課税限度額を、それぞれ次のように引き上げます。

＜第2条及び第26条関係＞

	改正前	改正後
基礎課税額（医療分）	63万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額（後期分）	19万円	20万円

※ 国民健康保険税の介護納付金課税額（介護分）の課税限度額（17万円）については改正を行いません。そのため、今回の改正により、国民健康保険税の課税限度額（基礎課税額の課税限度額＋後期高齢者支援金等課税額の課税限度額＋介護納付金課税額の課税限度額）は、現行の99万円から102万円になります。

3 その他

施行日は、令和5年4月1日とし、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとします。

件名	亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例	総務財政部総務課 医療センター病院総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、地方公務員の定年を段階的に引き上げる規定並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する規定が令和5年4月1日から施行されること等から、関係する4つの条例について、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>職員の定年が引き上げられ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関する規定が設けられること等に伴い、関係する条例の規定について整備を行います。</p> <p>《第1条による改正》</p> <p>亀山市職員の定年等に関する条例（平成17年亀山市条例第26号）の一部を改正し、医師の定年については、段階的な引上げを行わないこととします。 <附則第3項関係></p> <p>《第2条による改正》</p> <p>亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）の一部を次のとおり改正します。</p> <p>(1) 定年の引上げに伴う特例措置を設けます。</p> <p style="text-align: right;"><新附則第3項及び新附則第4項関係></p> <p>(2) 地方公務員法の一部改正に伴う規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;"><第17条及び第20条関係></p> <p>《第3条による改正》</p> <p>亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: center;"><第6条、第35条、第44条、第47条、第54条、附則第19項及び附則第20項関係></p> <p>《第4条による改正》</p> <p>亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年亀山市条例第31号）の一部を改正し、暫定再任用職員[*]には、昇給の基</p>		

準、扶養手当及び住居手当に係る規定を適用しないこととします。

<附則第21条関係>

※ 暫定再任用職員とは、暫定再任用制度（定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行再任用制度と同様の仕組みを措置する制度をいいます。）により再任用された職員をいいます。

3 その他

施行日は、令和5年4月1日とします。